

3 各種法制度における「資源」の定義

<循環型社会形成推進基本法>

環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

表1 循環型社会形成推進基本法における用語の定義

用語	法律上の定義
「循環資源」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等のうち有用なものをいう。 <p>なお、同法において「廃棄物等」とは、以下のように定義されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、廃棄物 二、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）

<資源有効利用促進法>

資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

表2 資源有効利用促進法における用語の定義

用語	法律上の定義
「再資源化」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。
「再生資源」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
「再生部品」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
「使用済物品等」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。